

児童虐待に関する研究

池田由子(国立精神衛生研究所)

第1年度

わが国における児童虐待に関する概念規定および現在までに発表調査された頻度について調査する。諸外国の資料も収集する。

第2年度

わが国における児童虐待(身体的虐待、心理的虐待、性的虐待および保護の怠慢など)についての児童相談所を通じての全国調査の結果の分析を行ない、その家族的、社会的背景について調査する。

また、乳幼児健診を通じて児童虐待行為への不安を訴える母親の事例研究を行なう。

第3年度

児童虐待の顕在的、および潜在的事例の治療、指導を通じて、その対策治療の基本的方向を確立しようとする。

昭和58年度研究報告

本年度は海外における児童虐待の現状を知るために諸外国からの情報を求め、社会病理としての児童虐待と、個人の精神病理あるいは家族病理としての児童虐待を整理しようと試みた。

また、1960年代に米国のKempeらにより提唱された、いわゆるbattered child syndromeなる語は現在あまり使用されなくなっているので、広義の児童虐待child abuseという語を用い、その中に、身体的虐待、心理的虐待、保護の怠慢ないし拒否、性的暴行の4者をふくめ、この定義により全国児童相談所における児童虐待の実態調査を行なった。調査期間は、1983年4月から1984年3月までの1年間で、現在、集計した結果を整理中である。

その結果を10年前の調査結果と比較検討してみたいと考えている。